

【全ト協取次】

(公益社団法人全日本トラック協会)
令和6年度環境対応車導入促進助成事業
(令和5年度新規新車登録燃料電池自動車関連)
燃料電池トラック導入助成金 実施要領

令和6年8月14日制定
一般社団法人東京都トラック協会

1. 助成対象車両

東ト協会員事業者かつ中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)が使用する車両総重量2.5トン超の燃料電池トラック(「新車新規登録車」)で、「東京都内」を使用の本拠の位置とするもの。

2. 助成金額

助成対象車両1台につき30万円(定額)

3. 申請受付期間

令和6年8月26日(月)から令和6年12月25日(水)必着

4. 申請書類

1) 買取りの場合

①交付申請書兼実績報告書兼助成金請求書(令6臨様式1)

②自動車検査証記録事項(写)※

③請求書(写)(型式が明記されているもの)

④領収書(写)

(収入印紙付き領収書が入手できない場合は、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることが確認できる、銀行振込明細書やインターネットバンキング決済完了画面などの写しを提出すること。)

⑤車両の使用者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し、または、事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

2) リースの場合

- ①交付申請書兼実績報告書兼助成金請求書(令6臨様式1)
- ②自動車検査証記録事項(写)※
- ③リース契約書(写)(登録番号・型式が明記されているもの)
- ④引渡書(写)、借受書(写)またはそれに相当するもの
- ⑤車両の使用者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し、または、事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

※令和5年1月4日以降の登録から、自動車検査証の電子化に伴い、検査証閲覧アプリにより、IC タグに記録された情報の『自動車検査証記録事項』を出力(印刷)のうえ、添付(提出)すること。

5. 導入上の要件

下記①～③の全ての要件をすべて満たす場合に限り、本事業の助成対象とする。

- ①「自動車検査証記録事項」の燃料欄に「燃料電池自動車」と記載されていること。
- ②車両の導入方法が購入、またはリースであること。(手形、割賦、レンタル、中古は対象外)
- ③令和5年4月3日から令和6年3月29日までの期間内に導入し、買取りでの導入の場合は事業者が、リースの場合はリース事業者が、支払いを完了しており、令和6年12月25日までに交付申請ができること。

6. その他

- (1)国及び地方公共団体等の補助があるときは、その補助額に応じて本助成額を減額することがある。
- (2)助成金受領後、退会若しくは一定期間の間に導入した燃料電池トラックを処分(転売)等する場合は、東ト協にその内容を報告しなければならない。
- (3)本助成制度において、要綱等で定める事項に違反および虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、全日本トラック協会および東京都トラック協会が行う助成事業すべてに係る申請の受付又は交付決定を行わないものとする。